

# NEWS LETTER (労働社会保険)

## 今月のトピック

### 労災（業務災害・通勤災害）について

労災保険制度では、労働者の業務上の事由または通勤による労働者の傷病等に対して必要な保険給付を行なっています。

労災に該当するかどうかは労働基準監督署が判断することとなっており、労災と認定された場合には、治療費の支給や収入保障が行なわれることとなります。

### 労働者死傷病報告書

労災事故や事業場内で傷病が発生し、死亡に至った場合や休業が必要となった場合には、会社は労働者私傷病報告書を労働基準監督署に提出しなければなりません。

ここでの注意点は、事業場内での負傷で休業が必要となった場合は、工作中的の負傷でない場合においても提出を求められている点です。

この書類を故意に提出しない場合には「労災かくし」と判断されてしまうこともあるので気を付けましょう。

また、労働者死傷病報告書は、治療が必要となった場合であっても、休業が必要でない負傷等であれば提出の必要はありません。

### 療養（補償）給付

療養（補償）給付は、労災における治療費などの支給です。

労災認定された場合の治療費は、健康保険での治療とは異なり、本人負担がありません。しかし、完治するまで支給される訳ではなく、労働基準監督署が症状が固定したと判断するまでの期間までしか支給されませんので、労災による負傷であっても、症状が固定した後健康保険を使って通院することもあります。

### 休業（補償）給付

休業（補償）給付は、労災における収入保障です。

休業が必要となった場合に4日目から支給されます。業務災害においては、最初の3日間について、会社が補償する必要がありますが、これは労働基準法76条の規定に基づく休業補償となり、所得税は「非課税」となりますので経理処理には気を付けましょう。

### 特別加入制度

労災保険制度は、通常は「労働者」のみが対象となりますが、代表者などに対しても特別加入制度を活用すると労災保険を適用させることができます。

ただし、この制度を使う場合には、労働保険事務組合に加入する必要があります。

## ポイント

### 雇用保険料について

令和5年4月分（4月中に支払が確定する賃金）より、雇用保険料率に変更となっています。

一般の事業では労働者負担が6/1,000、事業主負担が9.5/1,000

建設の事業では労働者負担が7/1,000、事業主負担が11.5/1,000

令和2年4月分から65歳以上の免除はありませんので、徴収漏れが無いようにしましょう。